

ナチズム期における学問と政治

——マルティン・ハイデッガーとカール・シュミットを例として——

ラインハルト・メーリング

川合全弘 訳

Wissenschaft und Politik im Nationalsozialismus:

Martin Heidegger und Carl Schmitt als Exempel

Reinhard MEHRING

übersetzt von Masahiro KAWAI

〔訳者まえがき〕

本稿は、2013年9月18日に京都産業大学世界問題研究所と北海道大学ドイツ史研究会との共催によって行われた講演会におけるラインハルト・メーリング教授の講演を邦訳したものである。メーリング教授は、浩瀚なカール・シュミット伝（Carl Schmitt. Aufstieg und Fall, C. H. Beck, 2009）によって知られる実証的なシュミット研究者であり、またマルティン・ハイデッガーやエルンスト・ユンガーなどの同時代の思想家とシュミットとの知的交流史にも通じた政治思想史家である。シュミット、ハイデッガー、ユンガーに関する比較研究は、それぞれの全集の刊行や互いの往復書簡集の公刊とそれらの邦訳の刊行などもあって、近年あらたな隆盛期を迎えている。本講演会でも、権左武志教授、古賀敬太教授、秋富克哉教授、ヴォルフガング・シュヴェントカー教授、マンフレート・フーブリヒト教授、牧野雅彦教授、遠藤泰弘教授など、この分野を代表する諸氏の参加を得て、シュミットとハイデッガーにおける学問と政治の関わりをめぐって活発な討議が行なわれた。なお本講演の一部について、『思想』2013年9月号に掲載されたメーリング教授の論文「1933年9月ベルリンのマルティン・ハイデッガーとカール・シュミット」と内容上の重なりがある。邦訳に際して、これを参照し、また訳者の権左武志教授からは懇切な助言をいただいた。また、講演会当日にコメンテーターを務められた古賀敬太教授、そして秋富克哉教授からも、邦訳に際して解釈上の貴重な助言をいただいた。ここに記して感謝申し上げる次第である。なお講演原稿であることを考慮して、訳文は「です・ます調」の文体とし、原註は各頁末に、訳註は一括して文末に記した。

お集まりの皆様、皆様がこの講演に対してどのような関心をお持ちになり、またナチズム期の学問の歴史にどの程度通じておられるのかということ、私は存じません。皆様には、私がナチズム期における「学問と政治」という幅広い研究分野をどのように見ているかということについて、一つの印象をお伝えできればと存じます。その際恐らく、日本ではほとんど知られておらず、また重要でもない若干の名前を挙げることになりましょう。以下では、二、三の原則的な考察を展開した後、とりわけ二つの著名な「事例」について立ち入って論じることいたします。つまり、哲学者マルティン・ハイデッガーと国法学者カール・シュミットの事例がそれです¹⁾。これについては、こうも言えましょう。数年にわたってナチズムのとりわけ効果的な法学的弁護論を著した、ナチズムのいわゆる「桂冠法学者」と、ヒトラーに哲学的概念の手本を与え、1933年に哲学の面で「総統の指導者」と成ることを欲した哲学的先駆者、という風に。しかしまず、ナチズム期の学問を研究するための一般的な考察から始めることにいたしましょう。

I. 我々のテーマの研究動静について

ナチズムの「二重国家」は学問に対して二重の要求を持っておりました。それは、一方でナチ順応的な正当性調達者およびイデオロギーとして学問を政治化し、制度化するとともに、他方で自らの軍事・軍備政策のために科学・技術の革新を必要としました。ナチズムは、プレモダンであるとともにハイパーモダンであり、先祖返り的であるとともに未来派的でした。学者は狂気じみた反ユダヤ主義的、人種主義的なナチ・イデオロギーに奉仕する一方で、超短波無線、コンピューター、ジェット機、V2 ミサイルのような「奇跡の兵器」の高度技術開発に取り組みました。W. v. ブラウン (1912–1977) は、1934年にベルリンで学位を取得した後、ペーネミュンデ軍事試験所の技術部長（ならびにSS突撃連隊長）として、液体燃料による最初の地对地ミサイルであるV2の建造を主導しましたが、1945年、米軍によってテキサスに連れて行かれた後、NASAの所長として合衆国とともに月飛行に成功しました²⁾。彼は、どの国が月飛行という自分の夢を叶えてくれるかということに政治的にはほとんど全く頓着しない、天才エンジニアのタイプを代表しています。W. v. ブラウンの例を見るだけでも分かるように、科学はナチズムにとって重要なものでした。

1) これについては、次の拙稿を参照されたい。Heideggers Überlieferungsgeschick. Eine dionysische Selbstinszenierung, Würzburg 1992; Carl Schmitt. Aufstieg und Fall. Eine Biographie, München 2009; Carl Schmitt zur Einführung, Neufassung (4. Aufl.) Hamburg 2011.

2) これについては、次を参照されたい。Stefan Brauburger, Wernher von Braun. Ein deutsches Genie zwischen Untergangswahn und Raketenräumen, München 2009; Michael Neufeld, Wernher von Braun. Visionär des Weltraums, Ingenieur des Krieges, München 2009.

ドイツの諸大学は、すでに60年代に公開の連続講義や出版物を通じて自らのナチズム期の歴史を主題化し始めました。その後80年代初期以降、ハイデggerのナチズム関与をめぐるハイデgger論争が、フライブルクの歴史家フーゴ・オットに代表されるような新しい刺激をもたらしました³⁾。それ以来、個々の著者、専門領域、大学についての事例研究の蓄積を擁する広範囲な研究分野が発展してまいりました。学問史は大学史よりも多くの要素を含みます。それは、アカデミーや出版社や経済団体のような、大学とは別の施設をも包括するものです。今日では、高名な著者ばかりでなく、多様な関係者から成るナチズムの日常的組織についても研究がなされております。1933年にハイデggerとシュミットはすでに高名な正教授でした。ナチズム期における彼らの経歴は、1933年以降に学位と教授資格とを取り、教職に任用された学問の後続世代とは異なった仕方でも考察されるべきです。資格を得ることを望む者にとっては、いまや党による政治的な推薦状と鑑定書とが必要となっていました。国家による教職資格認定が大学による教授資格授与から切り離されました。教授資格授与の難関を乗り越えた者の誰もが教職資格を得たわけではないのです。哲学者のヨアヒム・リッターやカール・シュレヒタ（ニーチェ全集の編集人）⁴⁾のような後続世代の才能ある人々は、例えばカール・シュミットが発するものとは異なる、いっそう上位の順応圧力に晒されることによって、自らの経歴に関して政治的な監督下に置かれました。

私の見方が正しいとするなら、ナチズム期の学問史の解明はさしあたりいわゆる**精神科学**に集中してきました。**自然科学**については、まさしくこの分野で重大な犯罪がなされたにもかかわらず、ようやく近年になってそのような解明の対象に含まれるようになったばかりです。医学研究とホロコーストに対するその共犯関係を念頭に置けば十分でしょう。しかしなぜナチズム期の精神科学の方がよく研究されてきたのか、その理由は明白です。精神科学の方が歴史的なテーマと方法により近いからです。他方、自然科学の自己歴史化は、出世戦略的な理由からして自然科学者の関心をさほど惹きません。とはいえナチズム期の大学史、学問史の歴史的研究は、精神科学においても長らく全く問題がなかったわけではありません。ナチズム期にアカデミックな地位を得た者が、場合によっては80年代になってもまだドイツの大学で教鞭を執っておりました。ハイデggerとシュミットはともに高齢になってからもなおカリスマ的な影響力を揮い、冷静な研究を妨げうる忠誠・畏敬関係をもたらしておりました。しかしこれに劣らず重要であるのは、**資料の閲覧許可と公文書館の開放の問題**です。あ

3) Hugo Ott, Martin Heidegger. Unterwegs zu seiner Biographie, Frankfurt 1988.

4) これについては、イェンス・ティールによる次のような一連の研究がある。Jens Thiel, Einlassungen und Auslassungen. Karl Schlechta im ‚Dritten Reich‘, in: Hans Jörg Sandkühler (Hg.), Philosophie im Nationalsozialismus, Hamburg 2009, 271–295; ders., Monumentalisch, antiquarisch, kritisch? Archiv und Edition als Institutionen der Distanzierung: Der Fall des Nietzsche-Herausgebers Karl Schlechta, in: Renate Reschke/Marco Brusotti (Hg.), ‚Einige werden posthum geboren‘. Friedrich Nietzsches Wirkungen, Berlin 2012, 475–487.

らゆる種類の公文書館に閲覧制限が存在します。今日の研究の隆盛と旺盛な研究活力とは、資料状況の改善と様々な抵抗や障害の漸進的な除去とによっても説明できます。新しい発見は新しい資料の基礎に基づいてこそ可能となります。個別の「事例」の醜聞化の時代は今や過ぎ去り、事実が明らかになるときが到来しています。こうして最近、科学大臣ペルンハルト・ルスト⁵⁾に関して、驚くほどよく保管された科学省の文書資料に基づき徹底的に調べ上げたモノグラフィーが出版されました⁵⁾。それでは哲学の話に移りましょう。

II. ナチ哲学の研究に関して⁶⁾

哲学とナチズムというテーマについては、**本質主義的な論じ方と人物中心的な論じ方と制度的な論じ方**とを区別することができます。「本質主義的な」論じ方は哲学とナチズムに関する堅固な概念と定義とから出発し、人物中心的な考察は現代史の代表者を論じ、制度的な考察法は論議の実践と専門の実践のどちらかと言えば公的な面を研究するものです。個別事例の人物中心的な検討はとりわけ広く見られます。制度的な考察法はナチズム体制の機能方法に関して明確な説明を与えてくれます。しかしナチズムのイデオロギーの「本質主義的な」分析も同様に欠かせません。ある人をどのようにしてナチズムの学者と確定するのか。その人はナチズムのイデオロギーと実践のどの中心要素を体現していなければならないのか。ナチ党の党籍や職務のような形式的基準で十分なのか。党员や党幹部と成ったことのない確信的ナチスはいたのか。ナチズムのイデオロギーの中心要素は何であったのか。ナショナリズムと報復主義なのか、反議会主義なのか、反ユダヤ主義と人種主義なのか。反ユダヤ主義が主要なのか。公然たる反ユダヤ主義者では全くない人種主義者は存在したのか。実際に抵抗行為を行ったナチ・イデオログをどう評価したらよいのか。例えば、かつてフライブルクでエドゥムント・フッサールの助手をしていた、ベルリンの哲学者フェルディナント・ルートヴィヒ・クラウス

5) Anne Nagel, Hitlers Bildungsreformer. Das Reichsministerium für Wissenschaft, Erziehung und Volksbildung (1933–1945), Frankfurt 2012.

6) これについては、フォルカー・ゲルハルトとヤナ・リンデルトによる幾つかの共同研究がある。Volker Gerhardt und Jana Rindert, *Berliner Geist. Eine Geschichte der Berliner Universitätsphilosophie bis 1946*, Berlin 1999; Tradition und Revolution in der Berliner Universitätsphilosophie, in: Christoph Jahr u. Rüdiger vom Bruch (Hg.), *Die Berliner Universität in der NS-Zeit*, Stuttgart 2005, Bd. II, 199–214; Weimarer Philosophie als Einwand? Von der Existentialismuskritik zur Autorität der Tradition in der bundesdeutschen Nachkriegsphilosophie, in: Christoph Gusy (Hg.), *Weimars lange Schatten „Weimar“ als Argument nach 1945*, Baden-Baden 2003, 176–198; Die Berliner Universitätsphilosophie als Geschichte und als Mythos, in: Istvan Fehér u. Peter L. Oesterreich (Hg.), *Die Philosophie und die Gestalt der europäischen Universität*, Reihe Schellingiana, Stuttgart 2008, 258–283; „Berliner Geist“ als „Lebensform“: Eduard Spranger (1882–1963), in: Individualität und Selbstbestimmung. Festschrift für Volker Gerhardt zum 65. Geburtstag, hrsg. Jan-Christoph Heilinger, Colin King und Héctor Wittwer, Berlin 2009, 379–403.

は、公然たる人種主義的著作者でしたが、しかしユダヤ人である友人女性を救助しました。今日それゆえに、エルサレムの Yad Yashem にある「ホロコーストにおけるイスラエル国家の殉教者と英雄の記念所」の中に、重要なナチ人種イデオログの一人であった彼のために記念の石碑が置かれています。このいささか逆説的な事例からも見て取れること、それは、「ナチズム下の学問」というテーマが非常に複雑なものである、ということです。

かつての現代史研究はこのテーマをたいてい「本質主義的」に広く大学外の問題として論じておりました。再構成の対象とされたものは、ナチズムの「哲学」よりも、むしろその「イデオロギー」と「世界観」でした。たいていの「意図主義」的な再構成は「哲学」という術語を避け、ナチズムを主として大学外の「世界観」として再構成しました。「ヒトラーの世界観」⁷⁾における「意図主義」的な起点が、長らく中心的な研究枠組でした。しかしこの起点は、今日では明確に特殊化されています。つまりヒトラーやヒムラーやゲッベルスのような主役たちの「世界観」は、細分して研究され、それぞれ互いに区別されています。まだかつての党綱領や『わが闘争』のような一冊の綱領的著作だけからナチズムの全体像を把握しようとする者は、今ではほとんどいません。「反民主主義的」なナチズム思想は、すでに早くから、ナショナリズムや帝国主義、報復主義、軍国主義、生物学主義、人種主義、反ユダヤ主義のような、互いに重なり合う観念群と諸々のキーワードとを通じて分析されてきました。ナチの立役者たちはいずれも、この面ではそれぞれ異なりを示しています。例えばヒトラーにとってはやはり反ユダヤ主義が主要なものでしたが、ヒムラーの思考はもっと生物学的に人種主義的なものでした。

ナチズムは自己自身を好んで「信仰」と称しました。このような自己記述が論争的に対抗しようとした相手は、厳密な学問としての大学哲学ではなく、むしろキリスト「教」とマルクス主義の「科学的世界観」とでした。ナチズムは自らを学問的な哲学として理解しませんでした。ナチズムは主として自然主義的で生物学主義的な理論枠組において自己を正当化し、それゆえ正当性原理として精神科学よりもむしろ自然科学に頼りました。例えばマルクス主義とは全く異なり、ナチズムはおよそ哲学への特別の近さを求めませんでした。ナチズムにとって大学哲学は、正当性を与える学問として特別の関心を惹くものではなかったわけです。ただそれだけの理由からですが、1933年以降大学の一般的な政治化の状況下でも、この分野では相対的に正常な営みの可能性が残りました。

先頃、F.-R. ハウスマンが『「第三帝国」における精神科学』に関する包括的な概観を出版しましたが、これは「フェルキッシュの人種主義」の理論枠組が貫徹されたことの証明を目指した研究です。哲学は比較的うまくそれを逃れました。ハウスマンの的確な説明によれば、明確にナチ的な哲学者とは「わずかの例外はあるものの、大半が今日では忘れ去られてしまったアウトサイダー」⁸⁾でした。ごく

7) これについては、例えば次を参照されたい。Eberhard Jäckel, *Hitlers Weltanschauung. Entwurf einer Herrschaft*, Tübingen 1969; ders., *Hitlers Herrschaft. Vollzug einer Weltanschauung*, Stuttgart 1986.

最近ウルリヒ・ジークが、『第二帝国期とナチズム期の間のドイツ哲学』⁹⁾と題して主に二次的な著作者と大学外の「世界観著作者」とを扱った事例研究において、このことを証明しています。ジークはドイツ哲学会のナショナリスト的著作者たち(B. パウホ、H. シュヴァルツ、M. ヴント)を狭義のナチ哲学者からはっきりと区別するとともに、アルフレート・ボイムラーⁱⁱ⁾とエルンスト・クリークⁱⁱⁱ⁾とのライヴァル関係を強調しています。ナチ哲学者はむしろ大学外で活躍しました。これはアルフレート・ボイムラーにおいて特に顕著です。彼は二重の役割を演じ、ベルリン大学の正教授としては既成の規準にまだいくらか従う一方で、「ローゼンベルク機関」の「学問局」においてはまさしく狂信的に活動しました。大学外の類似機関を創設することが総じてナチ学問の特徴なのです。

本質主義的な再構成は常に人物中心的に行われなければならないわけではありません。例えば平均的な突撃隊員や親衛隊員の「世界観」は、レームやヒムラーのそれと比較的無関係に再構成することができます。そのような再構成の多くは大学哲学とほとんど関わりを持っておりません。例えばヒトラーの「世界観」にとって大学哲学は何の役割も演じませんでした。ヒトラーはそれを三流ないし四流の正体不明の諸資料から作り上げました。これが当たっているとすれば、**世界観としてのナチズムはドイツの大学哲学と比較的無関係に、そしてそれと切り離して考察することができることとなります。**これは、数多くの大学哲学者がこの「世界観」に言わば感染しなかった、ということの意味しません。長らく哲学の専門的論議は、哲学とナチズムとの緊張関係の人物中心的解明に傾いてきました。ハイデッガーは、「ナチの重荷」^{iv)}の世界的に最も著名な「事例」です。他の「諸事例」はアルノルト・ゲーレンやエーリヒ・ロータッカー、オスカー・ベッカー、アルフレート・ボイムラーです。下手人の歴史は犠牲者の歴史よりも今日しばしばよく知られています。F.-R. ハウスマンはその著書の中で『ドイツ語圏亡命者ハンドブック』に基づいて、大学哲学者全体の30パーセント以上が1933年以降ナチズムによって罷免された事実を紹介しています。この比率は他の専門分野よりも高く、これは大学哲学が「ナチの重荷」を特別に負わされてきた経緯と矛盾しています。〔この分野における〕ホロコーストの直接的犠牲者の数はまだ正確には知られていません。テレージエンシュタット強制収容所ではエーミール・ウーティッツ¹⁰⁾とパウル・ルートヴィヒ・ランツベルクが囚われました。ランツベルクはテレージエンシュタットで亡くなっています。

制度的な考察法は既成の大学哲学者だけに限定される必要はありません。それは例えば**大学外の施設や有名出版社**にも適用可能です。これについてはクロスターマンやマイナーのような立派な出版社や、ユンカー&デュンハウプトのようにナショナリスト的な性格をいっそう強く押し出した出版社

8) Frank-Rutger Hausmann, Die Geisteswissenschaften im ‚Dritten Reich‘, Frankfurt 2011, 114.

9) Ulrich Sieg, Geist und Gewalt. Deutsche Philosophen zwischen Kaiserreich und Nationalsozialismus, München 2013.

10) これについては、次の拙稿を参照されたい。Das Konzentrationslager als ethische Erfahrung. Zur Charakterologie von Emil Utitz, in: Deutsche Zeitschrift für Philosophie 45 (2003), 761–775.

も、興味深い対象です。F.-R. ハウスマンは、コールハンマー出版社から出された膨大なシリーズ刊行物「リッターブッシュ運動」¹¹⁾を詳細に研究しています¹¹⁾。ニコライ・ハルトマンの立派な名前は、「リッターブッシュ運動」の一冊として『体系的哲学』を編集したことによって今に至るまで傷がつきました¹²⁾。政治的な妥協は全体主義体制の中ではなるほど誰しものがせざるをえません。しかしそうであるからといって、例えば同僚を告発したり、過剰なリップ・サービスや虚言に勤しんだりするというような、重大な道徳的過ちを誰もが犯さなければならないわけではありません。

制度的な視点は大学をはるかに超える範囲を対象とします。大学の他に、アカデミーや「ローゼンベルク機関」のような別の学術機関と党や省庁の役割とが研究の対象となります。ナチズム期の大学哲学の徹底的な制度的考察が数年前にクリスティアン・ティリツキによって著されました¹³⁾。しかしその考察対象は「任用政策」だけであり、政治化された正規の仕事を対象としていません。ベルリン大学の哲学は1933年にはまだ心理学と教育学の全体を含んでおりました。ハインリヒ・マイヤーとニコライ・ハルトマン、エドゥアルト・シュプランガーとヴォルフガング・ケーラーは最も重要な正教授でした。ベルリンにおけるゲシュタルト心理学の授業のほとんど全ては「アーリア化」され、清算されました。ケーラーは公然と抗議し、自発的に辞職して、合衆国に亡命しました。たしかにハルトマンとシュプランガーがまだ連続性と相対的に正常な仕事を代表してはいましたが、しかしアルフレート・ボイムラーがこの分野にナチ教育学者として押し付けられました。多くの講師が教職資格を失い、亡命を余儀なくされました。ボイムラーはなるほど大入りの受講生を獲得したわけでも多大の教育成果を取めたわけでもありませんでした。それゆえベルリン大学の哲学におけるナチ的な哲学枠組の貫徹について語ることはできません。しかしそれにもかかわらず、全ての制度的個人的決定は政治的な指示と制限の下に置かれました。自由な教育と研究はほとんど不可能でした。全6巻から成るベルリン大学史研究の、最近出版された第2巻目は、権力把握と追放との実践、ならびに「[1933年の]権力掌握」後の諸制度の歴史について、行き届いた概観を与えてくれます¹⁴⁾。入学許可や授業内容から試験方法に至るまで、多くの事柄が変更されました。「ナチズムの模範大学ではなかったが、しかし抵抗の牙城でもなかった。ベルリン大学は比較的目立たない道を辿って第三帝国を通過した¹⁵⁾」。アンネ・ナーゲルはこのようにやや意外ではあるものの十分適切に要約しています。

11) Frank-Rutger Hausmann, „Deutsche Geisteswissenschaft“ im Nationalsozialismus. Die „Aktion Ritterbusch“ (1940–1945), Dresden 1998, 3. Aufl. Heidelberg 2007.

12) Nicolai Hartmann (Hg.), Systematische Philosophie, Stuttgart 1942.

13) Christian Tilitzki, Die deutsche Universitätsphilosophie in der Weimarer Republik und im Dritten Reich, Berlin 2002.

14) Heinz-Elmar Tenorth u. Rüdiger vom Bruch (Hg.): Geschichte der Universität Unter den Linden 1810-2010. Praxis der Disziplinen. 3 Bde., Berlin 2010; Heinz-Elmar Tenorth u. Michael Grüttner (Hg.), Geschichte der Universität Unter den Linden. Bd. II: Die Berliner Universität zwischen den Weltkriegen, Berlin 2012.

15) Anne Nagel, Die Universität im Dritten Reich, in: Geschichte der Universität Unter den Linden Bd. II, Berlin 2012, 463.

III. 協力と批判——マルティン・ハイデッガーとカール・シュミット

1933年の時点でドイツの大学教授はたしかに強度にナショナリスト的で報復主義的な考え方をしていました。自由民主主義者と理性の共和派¹⁶⁾とは少数派であり、多数派はヴェルサイユ条約の修正とフランスに対する報復とを望んでおりました。しかしながらナチスは紛れもなく少数派でした。1933年以前にはごくわずかの正教授だけがナチ党員でした。1933年1月30日の政権掌握と3月24日〔の授権法制定〕との後になってからも、さしあたりほんの数人がナチの扇動者として目立ただけでした。とはいえほとんど全ての専門がこれについて著名な「事例」を提供しています。哲学ではハイデッガー、法学ではカール・シュミット、医学ではオイゲン・フィッシャー、教育学ではエルンスト・クリークなどがそれです。かつての研究はしばしばハイデッガーとシュミットとエルンスト・ユンガーとを等しくナショナリスト的な過激論者、「非常事態」の実存主義者と見なしてきました¹⁶⁾。とはいえナショナリスト的な戦争作家エルンスト・ユンガーは、1933年にはナチズムに対してすでに距離を置いていました。彼はシュミットとは親交を結びましたが¹⁷⁾、ハイデッガーとは緩やかな関係を築いただけでした。もっともハイデッガーがユンガーの作品、とりわけ『労働者』（1932年）を熱烈に受容し、それをニーチェの継承として位置づける、という経緯はありました。

ここで私はハイデッガーとシュミットの挫折した協力の試みについてより詳細に論じたいと思います。両者は、非常に異なっており、1933年の後も非常に異なる道を歩んだものの、しばしば政治的「実存主義」の主たる代表者として同類視されます。1933年よりも前に両者の面識があったのか、両者が互いの著作を読んでいたのかということについては、知られていません。両者はすでに1933年以前に自らの地歩を固めていました。両者はほぼ同年齢の、1888年生まれと1889年生まれであり、カトリックの環境下に育ち、平凡な市民的出自を有していました。両者は、まだ第一次大戦中の1915年から1916年にかけて教授資格を授与され、一時期、軍務に就きました。両者は、その後カトリック教会から離れ、ナショナリストとして政治的に右側に立ち、二〇年代の半ばに自身の最も重要で最も有名な著作——ハイデッガー『存在と時間』1927年、シュミット『憲法学』1928年——を著し、二〇年代にはすでに著名な正教授となっていました。シュミットは1921年から正教授としてグライフスヴァルト、ボン、ベルリンで教鞭を執り、ハイデッガーは1925年から教授としてマールブルクとフライブルクで教えました。両者は1933年にただちにナチズムの出世階段を登り始め、その後1933年5月1日に初めてナチ党に加入しました。つまり、ハイデッガーはすでに4月21日にフライ

16) Christian von Krockow, Die Entscheidung. Eine Untersuchung über Ernst Jünger, Carl Schmitt, Martin Heidegger, Stuttgart 1958.

17) これについては、次の拙稿を参照されたい。Don Capisco und sein Soldat. Carl Schmitt und Ernst Jünger, Stephan Müller-Doohm/Thomas Jung (Hg.), Prekäre Freundschaften. Über geistige Nähe und Distanz, München 2011, 173–185.

ブルク大学の学長になっており、シュミットはすでに4月初めから法律顧問として諸邦の政治的な画一化のためのいわゆる「ライヒ地方長官法」の編纂に協力し¹⁸⁾、それ以来、ヘルマン・ゲーリングやヴィルヘルム・フリックのようなトップクラスのナチ政治家と個人的な面識を得ておりました。両者はこのように1933年4月という最初期にナチズム下の出世頭にして受益者となりました。両者はナチズムの学問政策において出世することを望みました。ハイデッガーはフライブルク大学の学長になることを望んだだけでなく、33年から34年にかけてある「講師大学」を設立するという計画にとくに執心しておりました。そこではハイデッガー自身の哲学に基づいて教育と学修が行われ、全ての学問的若手世代がある政治的な教育模範に従ってそこを修了することになるはずでした。それゆえハイデッガーはナチズムの学問全体を自らの哲学に従わせることを望んだわけです。この奇抜な計画はもちろん挫折を余儀なくされていました。シュミットは政治的にもっと賢明に、ヒトラーへの直接的な接近でなく、むしろゲーリングやハンス・フランク^{vii)}のような、ナチのトップ政治家ならびに「総統腹心」との交際を追求しました。彼が望んだことは、法技術者としてナチズムの立法に協力することでした。実際彼はなかでも法学と司法の画一化のための重要ポストに就きました。

ナチズムの事例という点で多大の近さと類似点とがあるにもかかわらず、驚くべきことに、ハイデッガーとシュミットとの間にはこれ以上の近しいつながりが全く知られておりません。これに関する一つの説明となりうるのが、1933年9月のベルリンにおける失敗に終わった出会いです。これについて私は一つの論文を書きました¹⁹⁾。権左教授が親切にもそれを翻訳し、日本の専門誌に紹介してくださいました^{viii)}。それは、ナチス活動家の協力網の形成に関するささやかな事例研究です。ドイツの学問エリートたちによるナチ的な自己顕示は1933年になってから始まりました。ただちに、制度的資源、権力的地位、解釈ヘゲモニーをめぐる闘争を通じて、競合する諸々のネットワークと派閥が成立しました。ナチズム体制の形成局面では、当初、政治的な役割と役職がまだ明確に配分されていませんでした。ナチズム独自の学問制度はまだほとんど明らかになっていなかったわけです。まさしくナチズム体制の開始期は、学問政策的にはそれゆえ、「左翼」と「ユダヤ人」の学者の恐るべき追放と迫害によって特徴づけられるばかりでなく、その都度のナチス活動家間の鋭い内部競争によっても特徴づけられます。ハイデッガーとシュミットは、単に既成学問エリートとナチズムとの協力を代表するばかりでなく、ナチス活動家間の内部的な対決と競争をも代表しています。ナチズムの出世階段からのハイデッガーの転落は比較的早く訪れました。カール・シュミットはそれよりもずっと長く成

18) これについては、次を参照されたい。Carl Schmitt, *Das Reichsstatthaltergesetz*, Berlin 1933.

19) 次の二つの拙稿を参照されたい。9. September 1933 im Kaiserhof? Martin Heidegger und Carl Schmitt in Berlin. Nach neuer Quellenlage, in: *Merkur* 67 (2013), Heft 764, 73–78; Carl Schmitt in Köln. Sinnwandel eines Semesters. Vom Agon mit Kelsen zum Probelauf des „Kronjuristen“, in: Steffen Augsburg/Andreas Funke (Hg.), *Kölner Juristen im 20. Jahrhundert*, Tübingen 2013, 137–161.

功を収め、顕職に坐り続けましたが、しかし1936年末には彼もまたライヴアルの親衛隊法律家によって追い落とされ、ナチズム下での権力的地位と役職を失いました。

これまでの研究では、1933年8月22日付けでフライブルク大学学長からシュミットに宛てられた、たった一通の手紙が知られているだけです。その中でハイデッガーはシュミットに対して「決定的な協力」を依頼しています。シュミットの遺品のなかには、これ以外に、「ドイツ式のご挨拶とともにハイデッガー」という献辞を添えられた『ドイツ大学の自己主張』²⁰⁾と題する学長講演の献本が収められています。この献本には「カール・シュミット 1933年7月」という受領メモが記されています。それによれば、学長講演の送付は、8月のハイデッガーの手紙よりも数週間前にあったことになります。自分の学長講演の送付によって文通を開始したのはハイデッガーでした。シュミットはちょうど出版されたばかりの『政治的なものの概念』新版(1933年)を送ることによって、これに応えました。その後ハイデッガーの側が1933年8月22日付けの手紙を送ったわけですが、これに対して8月27日にシュミットが返信したことはまず間違いありません。

1933年夏、シュミットとハイデッガーは、当時ともに、ベルリン大学招聘のための「政治的委託」を受けたナチ活動家として話題に上っていました。ハイデッガーは9月末にこれを断りました。シュミットは7月に招聘を受け、その後1933年から34年にかけての冬学期のためにベルリンへ移りました。高齢になってからシュミットは私的な集まりの中で、自分が1933年にベルリンの高級ホテル「カイザーホーフ」でハイデッガーと語り合ったことを、繰り返し話しました。シュミットは9月8日にプロイセン文部省に呼ばれ、招聘を受諾しました。ハイデッガーも同じ日に文部省に呼ばれました。それゆえ二人は同じ日に省参事官ヨーハン・ダニエル・アケリスと自分たちの招聘について話し合ったわけです。文部省での話し合いはハイデッガーにとって期待はずれでした。彼は9月19日付けでエリザベート・ブロッホマンに宛ててこう書いています。

「なぜなら、ベルリンですら私は今度もまたもっと前に進めたわけではないからです。つまり私は招かれたのではなく、アケリスという省の一参事官——良い印象の男ですが——と交渉させられたのです。私の方から「謁見」をお願いする心積もりはできていませんでした。というのも、先方から**私に**接触を求めてきたのですから。私にプロイセンの講師陣を「指導せよ」、と言うのです。つまりベルリンでの教育活動は添え物なのです。私は即座に、これでは指導の可能性が全く存在せず、そもそも今回の話全体の背景により高い意志があるのかどうかさえ、これでは知りようがない、と声明しました。そして、私は講師大学についての私の計画を説明しました。それは同意されはしましたが、しかし心からの協力の熱意によって受け容れられたわけではありません。なかでも仕事が

20) Martin Heidegger, Die Selbstbehauptung der deutschen Universität. Rede gehalten bei der feierlichen Übernahme des Rektorats der Universität Freiburg i. Br. Am 27.5.1933, Breslau 1933.

プロイセンに限られており、そのため相応しい教師陣を集めることにも限界があります。こんなことでは、ベルリンに——つまり大学に——私は全く立場を持たないことになり、またそれを手に入れるための時間も力もないことになってしまいます。話全体がまるで底抜けです。私は、再びベルリンから離れて、ほっとしました」(マルティン・ハイデッガー全集第16巻、168頁)。

同じ手紙の中で、ハイデッガーは、ミュンヘンなら「ヒトラーに近づきうる」可能性があるかもしれない、と語っています。それゆえハイデッガーにとってベルリンの「政治的委託」は、小さすぎ、限定的であり、不確かであったのです。フライブルク大学学長は、ベルリン大学での「立場」がないことにも不満を漏らしています。この学長にとって相応しいのは、おそらくベルリン大学学長職だけだったのでしょう。しかし1933年5月2日以来、この職は、カイザー・ヴィルヘルム人類学・人間遺伝学・優生学研究所所長のオイゲン・フィッシャーが占めていました。優生学者が哲学者に席を譲らなければならないと、ハイデッガー自身も本気ではほとんど期待できませんでした。しかし明らかに彼は文部大臣ルストとの直接の話し合いを期待していました。当時のハイデッガーは政治的な接触を重視していました。そもそも彼は「ヒトラーに近づくこと」を望んでいました。このような状況の中で彼はシュミットと恐らくはカイザーホーフで会ったわけです。ヒトラーはこのホテルを定宿にしていました。というのも、上階に臨時の党中心が設けられていたからです。シュミットは当時すでにプロイセン「枢密顧問官」であり、ゲーリングの顧問グループに属し、法律案の起草に協力し、他のナチ党トップ政治家たちとも個人的な交際関係を築いておりました。シュミットとの会話からだけでも、ハイデッガーは、哲学者としての自分がナチ学問の第一の指導チームに属しているわけでないことを、当時ははっきりと認識したにちがいません。

ハイデッガーはこうしてベルリンに背を向ける決心をし、その後早くも1933年から34年にかけての冬学期にシュミットの『政治的なものの概念』と批判的に取り組みました。学長ハイデッガーは、「自然、歴史、国家の本質と概念について」²¹⁾と題して「総統国家」における「民族形成」に的を絞った哲学演習を行ったのです。シュミットと比べるならば、ハイデッガーの思考はナショナリスト的に「民族」の優位に立脚するものでした。それゆえエルンスト・ノルテはつとに1992年に、ハイデッガーがナチズムの中で突撃隊のナショナリスト的行動派に近い立場にある、と指摘しました²²⁾。他方シュミットは法律家及び「秩序思想家」としてむしろ国家と国防軍の側から考えました。ハイデッガーは自らの「民族」と「総統」の概念を、法学の知識なしにまさに表面的な仕方でもシュミットに対抗して提示しました。1933年から34年にかけての冬学期にはたしかに彼のナチズム参加はまだ終わっていませんでしたが、しかしベルリン招聘の拒絶とフライブルク残留とともに、彼は自らの過熱した政治

21) Martin Heidegger, Über Wesen und Begriff von Natur, Geschichte und Staat, in: Heidegger-Jahrbuch 4 (2009), S. 53–88.

22) Ernst Nolte, Martin Heidegger. Politik und Geschichte im Leben und Denken, Frankfurt 1992.

的幻想を放棄していました。

学長職辞任後もハイデッガーは時折シュミットに対して論争を仕掛けました。1934年から35年にかけての冬学期に、彼はヘーゲル演習において自らの反シュミット論を新しい基礎の上に据え、国家に対する民族の優位をヘーゲルの「人倫」によって定式化しようとした。ハイデッガーは当時なおヘーゲルによって憲法フエアファッスツクをナチズムの下位に置こうとしたのです。その際、歴史的に顧慮されるべきことは、彼がこれを行ったのが、1934年6月30日の殺人^{ix)}と1934年8月2日の——その結果としてヒトラーが大統領の職務権限を引き継ぐことになった——ヒンデンプルクの死との後であった、ということです。1934年6月30日にヒトラーは古くからの盟友エルンスト・レームと突撃隊指導部とを殺害し、おまけにかつての宰相クルト・シュライヒャーやその他の昔の政敵をも殺しました。バイエレンの小村における深夜のレーム逮捕劇に、ヒトラーはピストルを手にして参加しました。シュミットはレームとシュライヒャーやその他の犠牲者と個人的に知り合いでした。彼はさっそく悪名高い論文『総統は法を護る』においてこの殺人行為をたしかに緊急権として正当化しましたが、しかしその後はナチズムの憲法構成能力フエアファッスツクを疑問視し、自らが黙示録的状况の中にあることを見て取りました。1934年6月30日の殺人はナチズムのテロル史上、画期をなすものでした。その後まだヒトラーを積極的に肯定した者は、決定的な意味でもはや免責されえません。ハイデッガーの演習は、1934年から35年にかけての冬学期の時点においてなおヒトラーを支持する、政治的に盲目的の積極的声明でした。他方シュミットは1934年夏以降、ナチズムが一つのテロル体制であり、全体主義的なリヴァイアサンであることをいやと言うほど思い知らされ、これ以後の年月にもそのことを秘教的な仕方ではあるもののかかり明確に語りました。

ナチ活動家ハイデッガーとシュミットとの失敗に終わった協力の試みには、次のようないくつかの要素が見て取れます。つまり、個人的な派閥とネットワークの形成の試み、ベルリンでの権力的地位をめぐる闘争、民族や国家や指導のような基本概念をめぐるイデオロギー的な取り組み、上昇と総統への接近との戦略、個々の専門分野の相異なる政治的機能、奇怪な自己過大評価とナチズムに対する誤った評価などがそれです。導入部で私は学問に対する二重の要求を区別しておきました。すなわちナチズムは、一方で自らのイデオロギーの正当化と証明とを期待するとともに、他方で戦争技術の発展と進歩を期待しました。言い換えれば、ナチズムは学問を正当性調達者と戦争科学との二面において政治化したのです。法学と哲学は、この点に関して「精神科学」としてたしかに共に正当性調達者およびイデオロギーの側に立っています。しかしながらナチズムが大学哲学にほとんど関心を示さない反面、法学は政治的な支配学、官僚制的権力技術およびナチズムの弁護論として、まさしく1936年以前の権力の内政的基盤固めの局面において国家運営と多様な機能エリート間の協力とによって大きな政治的意義を有していたのです。

ナチズムは国家を必要とし、法学は国家運営の機能学を開発しました。シュミットは合法性のこと

をマックス・ウェーバーとともに官僚制支配の「機能様式」と繰り返し呼びました²³⁾。それゆえ、ハイデッガーが夢見るだけに終わった、権力保持者への接近と内部情報入手との機会を法律家が持ったことは、驚くべきことではないのです。ナチズムが実践的に何を意味するかについて、ハイデッガーが一度も真剣に理解しようとしなかったのに対して——彼の十把ひとからげの形而上学批判を私は適切な記述と見なしません——、シュミットは結局常に差別政策のコストとこの体制の並外れた破壊性を見ていました。たしかにヒトラーは法様式のみならず、法学と法律家とを蔑視していました。それゆえ合法性様式と法学とは、ナチズム期にますます深刻化する機能喪失と意義喪失とを経験せざるをえませんでした。しかしながら終戦に至るまで法と法学とが完全に無意義な存在であり続けたわけではなく、ナチズム期の法学は破局の展開を多様な仕方——部分的には秘教的な偽装の下に——記述し、事態の解明にある程度の寄与もしました。エルンスト・フレンケル²⁴⁾やフランツ・ノイマン²⁵⁾のような亡命者の著作だけがナチズムによる破壊への法学的洞察をもたらしたわけではありません。1945年に至るまでドイツ国内でも学問的水準を有し、状況診断的にも興味深い〔法学的〕著作物が出版されました。しかし他方でドイツの大学哲学はすでに早くから広範囲にわたって沈黙をしていました。

そもそも読むに値するナチ哲学は存在したのでしょうか。ドイツの大学哲学はナチズム期にどんな重要作品を出版したのでしょうか。1933年以降に出版されたハイデッガーの数少ない著作については異論の余地があります。『ヘルダーリンの詩作の解明』²⁶⁾を引き合いに出すことは困難です。なるほど1939年になってもなおゲルハルト・クリューガーの『洞察と情熱』のようなプラトン研究書が出版されています²⁷⁾。しかしながらそのような哲学史的著作は体系性の点ではほとんど革新的ではありません。1940年に出されたアルノルト・ゲーレンの哲学的人間学²⁸⁾は、最も容易に思いつきうる作品ではありますが、これはシェーラーとプレスナーとランツベルクとに多くを負っています。ナチズムの非合理主義、反ユダヤ主義、人種主義は理論的哲学に対して明確な沈黙を強いました。ナチズムの論理は不合理の塊なのです。哲学的人間学でさえも、反ユダヤ主義的で人種主義的なナチズムに直面すれば、結局座礁するしかないのです。ナチ・イデオロギーは中心的な諸問題において全く学問的ではありませんでした。それゆえナチズム期の大学哲学は、内容的にも特に関心の対象とならないのです。他方カール・シュミットはナチズムの学者および立役者として影響力を持ちました。彼の学問からは、ナチズムによる法形式の破壊の歴史が読み取れます。

23) これについては、さしあたり次を参照されたい。Carl Schmitt, *Die Lage der europäischen Rechtswissenschaft*, Tübingen 1950.

24) Ernst Fraenkel, *The dual state. A contribution to the theory of dictatorship*, New York 1941.

25) Franz Neumann, *Behemoth. The structure and practice of national socialism*, London 1942.

26) Martin Heidegger, *Erläuterungen zu Hölderlins Dichtung*, Frankfurt 1944.

27) Gerhard Krüger, *Einsicht und Leidenschaft. Das Wesen des platonischen Denkens*, Frankfurt 1939.

28) Arnold Gehlen, *Der Mensch. Seine Natur und seine Stellung in der Welt*, Berlin 1940.

IV. ナチズムの桂冠法学者

それゆえナチズム期における学問の役割を考察するとき、私はカール・シュミットと法学の方をハイデッガーよりも重要と見なします。ナチズムはそもそも大学哲学にほとんど無関心だったのです。他方でナチズムは、まさしくテロル支配確立への移行期、すなわち1933年から1936年にかけての時期に、官僚制と司法との画一化のために法学とカール・シュミットのような協力的な「桂冠法学者」とを必要としました。シュミットはこのことを知っていました。彼はマックス・ウェーバーとともに、「合法性」が支配の道具であり、「官僚制支配」の機能様式であることを、繰り返して強調しました。シュミットは、1939年以降もなおナチズムの戦争政策を擁護し、1945年にベルリン大学の教授職を失ってからは、連邦共和国の創設以後も二度と再び教授職に復帰することはありませんでした。1945年以後、彼がドイツの大学で公開の講演を行うことは一度もありませんでした。彼は同僚によってほぼ完全に学界から閉め出されました。それゆえシュミットは自分のことを度々「アウトロー」や「贖罪の山羊」と見なしました。強度の人物中心主義と彼の「事例」への集中とは、60年代以降の法史学的研究において次第に克服されてきました。バルント・リュータース²⁹⁾とミヒャエル・シュトライス³⁰⁾がナチズムの法学的解釈学に関する最初の大きな全体的考察を出版しました。今日ではナチズム期の法学の多様な側面が詳細に研究されています。ドイツの指導的な法学史家ミヒャエル・シュトライスは、彼の膨大な公法史研究を、その後、20世紀の歴史に充てられた2巻分の刊行によって完成させました³¹⁾。ナチズムによる公法の政治化とシュミットならびにその弟子たちの中心的役割との全体像が、ここから印象深く読み取れます。ここではごく簡単に、研究史上あまり知られていない、もしくは決着のついていない若干の論点を指摘するだけにとどめたいと思います。

- a) シュミットがワイマール大統領制の代弁者³⁾であり、弁護士であったことには争う余地がありません。しかし彼が宰相のブリューニング、パーベン、シュライヒャーの立場に気持ちを寄せていたのかということについては、論議の余地があります³²⁾。後になってシュミットはシュライヒャーに対する自らの近しさを強調し、自分をワイマール体制没落の「阻止役」、ナチズムの敵手と見なしました。彼の日記が公刊された今日では、もはやそのように言うことはできません。

29) Bernd Rüthers, Die unbegrenzte Auslegung. Zum Wandel der Privatrechtsordnung im Nationalsozialismus, 1968, 7. Aufl. Tübingen 2012; ders., Entartetes Recht. Rechtslehren und Kronjuristen im Nationalsozialismus, München 1988.

30) Michael Stolleis, Gemeinwohlformeln im nationalsozialistischen Recht, Berlin 1974.

31) Michael Stolleis, Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Bd. III/IV, München 1999/2012.

32) これについては、次の最近の拙稿を参照されたい。Die „Ehre Preußens“ in der „legalen Revolution“. Carl Schmitt im Frühjahr 1933, in: Christoph Kopke/Werner Treß (Hg.), Der Tag von Potsdam. Der 21. März 1933 und die Errichtung der nationalsozialistischen Diktatur, Berlin 2013, 113–133.

というも、シュミットは法律顧問として大統領制を戦略的に、そして弁護士の代弁したからです。彼はシュライヒャー同様にパーペンを支持し、そして結局シュライヒャーに幻滅しました。彼の反ユダヤ主義と急進的な反自由主義ならびに反議会主義とは、1933年以前からすでにナチズムに対する幾ばくかの共感を含んでいました。しかしこの法学者が本気でヒトラーを選択したのは、1933年3月24日の全権委任体制成立以降です。シュミットは「合法的革命」を承認し、支配的「正統性」の地盤の上に身を置きました。

- b) 彼にとって政治的に決め手となったのは、何よりもまず連邦主義ないしライヒ改革の問題でした。ナチズムは中央集権主義的かつ統一主義的であり、かつての連邦制秩序を排除しました。1933年4月初めに諸邦の画一化のための「ライヒ地方長官法」作成に法律顧問として協力したことは、入党前のシュミットにとって決定的経験となりました。その時期に彼はゲーリングやフリックのようなナチのトップ政治家と知り合いました。
- c) シュミット自身は、国家秩序の一定水準を維持するという自らの「国家主義的」動機を後になって繰り返し強調し、ゲーリングとムッソリーニに対する自らの近しさを引き合いに出しました。私はこれを、シュミットが自らのナチズム弁護論の他の問題ある側面から話を逸らすために1945年以後に意識的に利用しようとした、「^{シュターツラート}国家顧問〔枢密顧問官〕-伝説」と呼びたいと思います。
- d) これをさらに詳しく言うならば、1933年夏以降、シュミットにとってゲーリングよりもはるかに重要となったのは、法務大臣ギュルトナーのライヴァルかつ競争者でもあった、「ライヒコミッサーール」、「ライヒ法指導者」、ライヒ大臣のハンス・フランクでした。シュミットは、1936年末に至るまでずっとフランクの側に「従者」として立ち、ナチス法学の画一化に協力しました。フランクと同様、彼も激しい反ユダヤ主義者でした。ハンス・フランクは後にポーランド「総督」としてホロコーストという民族抹殺に決定的に関与しました。アウシュヴィッツは彼の権力領域の中にありました。フランクは1946年に戦争犯罪人として処刑されました。シュミットは彼を個人的にもよく知っておりました。
- e) シュミットのナチズム弁護論に関して、私は「制度論的」意味づけと「反ユダヤ主義的」意味づけとを区別したいと思います。1934年6月30日までシュミットはナチズムの^{フェアファッスング}憲法構成能力を信頼し、ナチズム体制の構築に尽力しました。この点は彼の「国家顧問-伝説」に合致します。しかし1934年6月30日以後、シュミットはナチズムを合法性に敵対するテロル体制、リヴァイアサンとして認識し、ナチズムの反ユダヤ主義的意味づけに鞍替えします。今やシュミットの弁護論には、ナチ人種立法の先鋭化と並行して、反ユダヤ主義が中心的な正当化イデオロギーとしてますます強烈に登場してきます。1936年に彼が開いた狂気じみた会議『法学におけるユダヤ主義』や1938年の『リヴァイアサン』³³⁾という書は、「全体的」国家を求める闘争へのこのような反ユダヤ主義の動員の最も明白な証言です。

f) ここではこれらのテーゼを詳述することができませんので、私は一言だけ、シュミットのナチズムに関しては多くの個別的側面が依然として十分に究明されていない、と申し上げたいと思います。中心的な資料がまだ解明されておられません。シュミットは最も私的な事柄をたいてい難解な速記体で書きましたが、今日これを解読できるのは、88歳の速記者ハンス・グープハルトの他にいません。この資料がまもなく利用可能となる望みは、残念ながらほとんどありません。1934年以後の数年間については、見たところ一冊も日記が残されていません。しかしシュミットは膨大な日付入り手帳を付けており、そこには彼の政治的接触とその日付が詳しく記載されてあります。戦争の終わり頃の年からは再び日記が残されており、これは間違いなく重要な資料です。しかしこのような言わば封印された資料を別としても、ナチズムの学問政策の立役者としてのシュミットの役割は、その多くの側面と活動とに即して、今日ではいっそう正確に再構成できます。ナチズムにおける立役者としての彼の役割の究明はまだ終わっておらず、それゆえ私は、まだ幾つか意外な事柄が存在する可能性を排除するつもりはありません。今日私が特に興味を持っているのは、親衛隊とハンス・フランクとに対する関係です。

それでは結論に移りましょう。最後に挙げた簡潔な諸論点もまた、シュミットのナチズム参加の方がフライブルク大学学長としてのハイデggerよりもはるかに集中的で効果的であったことを示唆しています。それにもかかわらず、シュミットの権力を過大評価することはできません。ナチズムの全体的枠組の中で、そこに進んで参加した法学者の役割はむしろ周辺的なものです。たとえシュミットがいなくても、ナチズムは自己を貫徹したでしょう。それではなぜこのような問題がこれほど熱心に研究されるのでしょうか。60年代以来、ナチズムの歴史化はドイツにおいて世代プロジェクトでもあります。息子たちは父たちの伝記的特徴と戦争経験に関する彼らの沈黙とを理解することを望んでいるのです。カール・シュミットの生涯は20世紀のドイツ史の極端な鏡です。シュミットは鬼神的なファウスト博士であり、権力の立役者、観察者、謎めいた詩人です。良きシュミット伝は、例えばトーマス・マンの偉大な小説『ファウストゥス博士』とよく似た、謎解きのための鍵なのです。トーマス・マンは「ドイツ・ロマン」としての虚構の伝記を物語り、ドイツ人作曲家アードリアーン・レーヴァーキューンの生涯をドイツ史の主要な知的問題と動機とを理解するための鍵へと昇華させました。カール・シュミットはそのような鍵の一つです。私はここでもっばらシュミットに対するドイツ人の歴史的な関心についてお話ししました。それは行為についてのみならず、著作の動機についてもあてはまります。しかしながら私が本日シュミットの著作を歴史的に考察したからといって、それは私がシュミットの著作をもっばらその歴史的役割に還元したいと思っているからではありません。

33) Carl Schmitt, *Der Leviathan*, Hamburg 1938.

シュミットの著作は多くの客観的な観点を学際的かつ体系的に統合しています。世界大に広がる強い反響はその多様なアクチュアリティを証明しております。なぜ日本で今日カール・シュミットにこれほど強い関心が寄せられるのか、そして、本日私が強調したナチズムに対する歴史的な関心という観点がそこにおいてどのような役割を演じているのかを、私はよく存じません。そうであるがゆえにいっそう、私はこの後の討議を大いに楽しみにしております。

〈テーゼ〉

1. ナチズムは主として自然主義的な理論枠組において自らを正当化し、それゆえ精神科学を主たる正当化審級と見なさなかった。
2. 「学問的な」ナチ哲学というものは結局存在せず、存在したのはナチズムの哲学的批評だけであった。
3. ナチ哲学の研究は長らく人物中心的な下手人史に集中してきた。
4. 制度史的考察は大学の範囲を超えて広くアカデミー、研究所、出版社をも考慮に入れなければならない。
5. ハイデggerとシュミットとの間には、1933年秋に、ナチズムを土台としたベルリンにおける協力の挫折した試みが存在した。
6. シュミットはナチ立役者としてハイデggerよりも長い期間にわたりはるかに大きな重要性を持った。というのも、法学の方がより大きな機能的正当化論的意義を有していたからである。
7. シュミットとの歴史的伝記的取り組みは、彼の著作との理論的取り組みやその実践的評価を排除するものでない。

〔訳註〕

- i) 「ベルンハルト・ルスト」(1883～1945) — ナチ古参党员。科学・教育・大衆文化相としてナチス・ドイツの科学、公立学校、高等研究機関、青少年組織を統括した。
- ii) 「アルフレート・ボイムラー」(1887～1968) — ナチ古参党员。1933年からベルリン大学教授。著書に、『哲人政治家ニーチェ』(1931年)、『ドイツ精神史研究』(1937年)、『アルフレート・ローゼンベルクと20世紀の神話』(1943年)などがある。
- iii) 「エルンスト・クリーク」(1882～1947) — 1927年からハイデルベルク大学教授。ナチス期の教育界における理論および実践運動の指導者として民族教育を推進した。
- iv) ナチズムとその犯罪とに加担したのではないかという、有罪の心証を指す特殊用語である。
- v) 「リッターブッシュ運動」 — 古参党员のパウル・リッターブッシュ(1900～1945)がキール大学学長として組織した、「精神科学の戦争動員」のためのシリーズ刊行物。
- vi) 「理性の共和派」 — ワイマール共和国支持に回った、穏健保守派の総称。代表的な人物としてエルンスト・

トレルチ、フリードリヒ・マイネッケなどがある。

- vii) 「ハンス・フランク」(1900～1946) — ナチ古参党員。ナチ党の代表的法律家であり、ポーランド総督も務めた。ニュルンベルク裁判で処刑された。
- viii) ラインハルト・メーリング (権左武志訳) 「1933年9月ベルリンのマルティン・ハイデガーとカール・シュミット」、『思想』2013年9月。
- ix) 「1934年6月30日の殺人」 — 突撃隊の膨張と政治的急進化、突撃隊と国防軍との対立などを背景として、ヒトラーの決断により、エルンスト・レームを初めとする突撃隊指導部と政敵の粛清が行われた。
- x) 「ワイマール大統領制の代弁者」 — 第一党の社会民主党が下野した1930年以降、政権を担いうる議会多数派が成立せず、大統領権限に基づく少数派内閣 (ブリューニング内閣、パーペン内閣、シュライヒャー内閣) が相次いだ。ワイマール共和国末期におけるシュミットの言説は、反憲法的勢力たるナチ党 (1930年より第二党、1932年より第一党) と共産党 (1930年より第三党) とに対抗しつつ、大統領内閣を支持するものであった。